

川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館利用に関する 減免措置取扱要綱

川崎市スポーツセンター条例（昭和 60 年 3 月 30 日条例第 21 号）第 14 条及び川崎市スポーツセンター条例施行規則（平成 22 年 3 月 31 日規則 34 号。以下、「スポーツセンター規則」という。）第 10 条、川崎市武道館条例（昭和 51 年 12 月 27 日条例第 77 号）第 14 条及び川崎市武道館条例施行規則（平成 22 年 3 月 31 日規則 35 号。以下、「武道館規則」という。）第 11 条の減免の取扱については、この要綱によるものとする。

- 1 スポーツセンター規則第 10 条第 1 項第 2 号及び武道館規則第 11 条第 1 項第 2 号で規定する指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合について、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 指導育成を行なう必要があると市が認める団体とは、スポーツ基本法に基づくスポーツの振興を主たる目的とするもののうち、次の団体及び社会教育法に基づく社会教育団体で次のものをいう。
 - ア 公益財団法人川崎市スポーツ協会及び加盟団体
 - イ 川崎市レクリエーション連盟及び加盟団体
 - ウ 川崎市総合文化団体連絡協議会及び加盟団体
 - エ 川崎市 PTA 連絡協議会及び各区 PTA 協議会
 - オ 川崎市地域女性団体連絡協議会
 - カ 川崎市青少年育成連盟及び加盟団体並びに各区組織
 - (2) その目的のための利用する場合とは、全市規模以上（区単位の団体においては全区規模）の次の事務事業に使用することをいう。
 - ア 大会
 - イ 技術講習会
 - ウ 団体の活動等の普及を目的とした催し物
- 2 スポーツセンター規則第 10 条第 2 項及び武道館規則第 11 条第 2 項で規定にする市長が特別の理由があると認めるとき及び免除又は減額する金額は次のとおりとする。
 - (1) 市がスポーツ振興に資する事務事業のために利用するときは、施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用料金を免除する。
 - (2) かわさきスポーツパートナー及びかわさきトップアスリートが、ホームゲーム等を行う場合は、冷暖房設備及び照明設備の利用料金を除く施設等の利用料金の 5 割相当額を減額することができる。
 - (3) 市内に所在する障害者団体として健康福祉局から承認を受けた団体が行事等で利用するときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する

- (4) 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条による学校（小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園等）が、学校長が認める教育活動のために利用するときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する。
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に定める「家庭的保育事業」、同条第 10 項に定める「小規模保育事業」、同条第 11 項に定める「居宅訪問型保育事業」若しくは同条第 12 項に定める「事業所内保育事業」を行う保育施設、同法第 7 条に定める「保育所、幼保連携型認定こども園」、同法第 59 条の 2 に該当する保育施設（認可外保育施設）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 15 日号外法律第 77 号）第 2 条に定める「認定こども園」について、その施設の長が当該保育施設の事業の一環として行う活動のために利用すると認めるときは、施設等の利用料金の 5 割相当額を減額する。
- (6) 各スポーツ施設が承認した育成グループが、当該施設をその目的に利用するときは、施設及び設備の利用料金の 5 割相当額を減額する。ただし、減額する期間は育成グループが承認を受けた年度から最長 3 年間とする。
- (7) スポーツセンター規則第 10 条第 1 項第 3 号及び武道館規則第 11 条第 1 項第 3 号に定める障害者の介護者の個人利用料金を免除する。
- (8) その他特別な理由で市長が減免を必要と認める場合は、指定管理者と協議のうえ、その利用料金の減免額を定める。

3 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に施設利用予約が確定し減免申請が受理されている場合については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。